

議題4（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」及び  
「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」について

標記について、別紙のとおり決定する。

令和3年3月29日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第49号）及び「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき令和3年度から概ね5年間の施策の基本の方針と具体的な方策を示す標記計画を定めるものである。

「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）」及び  
 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」に係る令和2年12月23日からの修正点

1. 「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）」

(1) 本計画（案）に対するご意見・修正について

教育委員会会議（令和2年12月23日）、府民意見募集、府議会及び関係者・当事者等からのご意見等に対する修正は以下のとおりです。

頁	項目	加筆修正後（下線部）	修正前	意見等
1	第1章 2. 計画の 理念・役割	本計画は、国 <u>の</u> 計画と同様に、障がいの 有無にかかわらず、すべての府民 <u>が</u> 等しく 読書を通じて文字・活字文化の恵澤を享受 することができる社会の実現に寄与するこ とを目的とし、視覚障がい者等の読書環境 の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍 の推進と、すべての人間（ひと） <u>が</u> 支え合 って生きるインクルーシブな社会の実現を めざしています。	本計画では、視覚障がい者等の読書環境 の整備を通じ、障がい者の社会参加・活躍 の推進や共生社会の実現をめざしています。	インクルーシブ社会を作っていく という視点を明記していただきたい。 【教育委員会会議】
3	第2章 1. (1) 大阪府内の 対象者数と 利用の現状	上記は一例ではありますが、これらの人 数を見ると、身体障がい者手帳等の所持者 や、加齢による視力の低下などにより読書 に困難を抱えていると想定される人数に比 べ、まだ、多くの人が利用しているとは言 えないのが現状です。	この登録者数を見ると、身体障がい者等 手帳所持者のほか、加齢による視力の低下 などにより、読書に困難を抱えていると想 定される人数に比べ、まだ、多くの人が利 用しているとは言えないのが現状です。	読書バリアフリー法において、手帳 所持か否かは問われておらず、原案 の記載は、誤解を招くのではない か。 【府民意見】

3	第2章 1. (2) 視覚障がい 者等が利用 可能な読書 手段	○ 点字図書や <u>拡大図書</u> 、触る絵本、LL ブック等の利用	○ 点字図書や触る絵本、LL ブック等の利 用	拡大図書も「視覚障がい者等が利用 可能な読書手段」に含まれるのでは ないか。 【関係者・当事者、府民意見】
5	第2章 2. 視覚障がい 者等の読書 環境の課題	ウ. アクセシブルな書籍等は、小説など文 芸書の割合が高く、学習用図書や専門 書、 <u>図鑑</u> 、 <u>絵画集・写真集</u> 等は極めて 少ない。	ウ. アクセシブルな書籍等は、小説など文 芸書の割合が高く、学習用図書や専門 書は極めて少ない。	アクセシブルな書籍で少ないので、 学習用図書や専門書のほかにも、絵 画集・写真集などもある。 【関係者・当事者】
6	第2章 2. 課題と主な 要因 イ	・製作の効率化を図るために、テキスト データの提供等、出版者や著作権者の理 解、 <u>積極的な協力</u> が必要になる	・製作の効率化を図るために、テキスト データの提供等、出版者や著作権者の理 解、協力が必要になる	「出版者や著作権者の理解、協力が 必要になる」とあるが、「理解、協 力」を、法改正の必要性のニュアン スも含めて、もう少し強めに言えな いか。 【関係者・当事者】
10	第3章 2. 方向性 5	○ アクセシブルな書籍等を充実させるた めには、一般書籍の出版と同時に電子書 籍等が販売されることが最も効率的・効 果的な方策であることから、国における 取組が進むよう要望を行います。また、 <u>書籍の出版時に、そのデータが点字図書 館に提供されるよう求めます。</u>	○ アクセシブルな書籍等を充実させるた めには、一般書籍の出版と同時に電子書 籍等が販売されることが最も効率的・効 果的な方策であることから、国における 取組が進むよう要望を行います。	「基本的な考え方」で、「大阪府内 の現状を国へ伝えるとともに、要望 を行います。」とあるが、この要望 に「書籍が出版された際には、デー タが点字図書館に提供されるよう に」というのを入れて欲しい。 【関係者・当事者】

## (2) その他

文言整理等を行いました。

## 2. 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画（案）」

### （1）本計画（案）に対するご意見・修正について

教育委員会会議（令和2年12月23日）、府民意見募集、府議会及び社会教育委員会議読書部会からのご意見等に対する修正は以下のとおりです。

頁	項目	加筆修正後（下線部）	修正前	ご意見等
15	第3章 成果指標	少しでも本を読む子どもを増やすことをめざし、 <u>計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」の割合（不読率）を全国平均（令和元年度：小学6年生18.7%、中学3年生34.8%※）以下とする。</u>	計画期間最終年度までに「本を全く読まない子ども」の割合（不読率）を全国平均（令和元年度：小学6年生18.7%、中学3年生34.8%※）以下とする。	子どもに少しでも読書に慣れ親しんでもらい、1ページでも読もうかという子どもが増えていくような目標設定のほうがよいのではないか。 【府議会】
19	第3章 重点的な施 策1	◆中高生向け読書イベントの実施 ・ビブリオバトル大会や、オーサービジット事業、POPづくり、 <u>高校生のための図書館講座「LibCo（りぶこ）」</u> 等の読書イベン トの実施	◆中高生向け読書イベントの実施 ・ビブリオバトル大会や、オーサービジット事業、POPづくり等の読書イベントの実施	学年が上がるにつれて本を読まない子どもの割合が高くなるという状況を踏まえると、小・中学生だけでなく、高校生に対する取組みが重要である。 【府議会、部会、府民意見】

### （2）その他

文言整理等を行いました。